議案第28号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

養父市長 広瀬 栄

記

1 相手方

兵庫県姫路市安田四丁目1番地 兵庫県姫路市 姫路市長 清元 秀泰 (建設局公園部公園緑地課 課長



2 事案の概要

令和元年10月26日、市マイクロバスで姫路市の手柄山中央公園駐車場に進入しようとした際、高さ制限注意喚起のゲートに車体上部が接触し、ゲートを破損させたものである。

3 損害賠償の額

706,200円